

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第13回 議事・要旨

2014年7月23日(水) 19:00~21:00

野々市市庁舎201会議室

【委員14名】池田、亥野、大森、絹川、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、村井、山岸、吉岡(五十音順、敬称略)

【職員ワーキンググループ2名】水野、石田

【ファシリテーター】森山奈美

【アドバイザー】神谷浩夫

【事務局5名】金場、栗山、舟崎、中谷、北

【欠席】大島、谷内

◇今回の会議で決定したこと

- ・住民投票についての記述はしない。
- ・事務局と会長で提言書を作る。

◇振り返りシートの意見(●は後日意見)

【第13回会議全体について】

- ・話し合う議題が明確に挙げられてよかった。より野々市らしい条例になればいいと楽しみ。(複数)
- ・進め方は大変よかったが、日程が迫って来て落ち着かなかった。時間が足りない。会議が進まないので議論できる時間がほしい。(複数)
- ・前回欠席で内容がつかみにくかったので、頑張って振り返りたい。
- ・委員の熱さを感じた。

【議会勉強会について】

- ・議会の仕組みが理解できた。勉強になった。わかりやすかった。資料も活用したい。(複数)
- ・議会だよりで議会活動の見える化が進んでいて良い。議会だよりが楽しみ。(複数)
- ・議会だよりにあった議会改革の説明がわかりやすかった。次回の議会だよりにはぜひワンポイント説明を載せて欲しい。
- ・市民、議会、議員のつながりは理解できたので条例にどう盛り込むか考える。
- ・議会との関わりは理解できていない。
- ・常任委員会への傍聴ができるよう検討してほしい(通年制、日曜、夜間開催も検討してほしい)

【条例案についての意見】

- ・条例の一字一句を精査しつつ全体を見る必要がある。
- ・条例案への意見を事務局に提出することを失念した。
- ・まちづくりと市政との違いは分かっているようで分かってないことに気づいた。もう自分なりに整理して明確にする必要があると感じた。
- ・次回以降の議題作成は今必要なのか。
- ・詳細まで事前検討された方には感謝。本会では全ての議題で討論できないが、今後の詳細検討の課題として残しておいてほしい。
- ・住民投票が皆の多数決で不採用になって良かった。必要ないものは全員の多数決で即決したい。
- ・条例ができたあと、この条例がまちづくりの過程でどう役立ち、いつ必要になるかというイメージがもっとわかれば、第3章の自発的な活動や情報発信の部分につながると思った。
- ・模造紙に委員会での条例づくりの指針が書かれていたのが良かったが、現時点では遠い内容なので意識して指針に沿ったものにしていきたい。
- ・条例を市民のみに向けて作ろうとしていることを知った。行政もこの条例で心をついてまちづくりにより一層力を入れたいので、行政の目線も生かせるよう発言を強くしたい。

【市長提言について】

- ・会長、課長、森山さんの意見に少しずつ食い違いが見えた。3方の意見を含めより整理した方向性をもって討論させてほしい。
- ・市長への状況説明はどのようにするか早く検討する必要がある。
- ・課題整理後、市長、議会への中間報告することはどういうことになるのか。

【その他の意見・要望・質問】

- ・会議が進まないで質問は1人1つにして欲しい。
- ・座席が決まってしまったのでシャッフルすると良い。
- ・必要な宿題を出す方が進みが早いと思う。

◇議事・記録

1. 開会

2. 第12回会議の振り返り

■第12回会議の振り返り

- ・現在の進行状況は、条文の細かい部分の検討に入り、骨子よりも先まで進んでいる。
- ・前回は条文の検討をせずに、一度原点に戻って、条例を何のために作っているのかをイメージしてビジョンゲームを行い、まち全体で目指すビジョンと、この条例を通してどうしたいかの両方をまとめた。
- ・条例づくりにおける指針として、今までの議論から合意をとれたもの（野々市を好きになってほしい、読めば野々市らしいとわかる条例、若さのある条例にしたい。市民の言葉で皆に伝わるわかりやすい条例、シンプルで読んでみたい条例。）という指針から外れないようチェックしながら条例づくりを進める。
- ・条例案の誤字は修正して、補足説明があればする。前文の案として示された3つの案を材料にする。委員には今までの議論と、ワーキンググループからの条例案の考え方が一致するか精査して、意見を出す宿題を出した。
- ・既に出された持ち越し議題は、国際的な連携、国や県や他市町村との連携について。

3. 議会事務局から議会についての説明、質疑応答 (※「野々市市議会の概要」参照)



■議会の概要

【議員定数】

- ・議員定数16名、議員数が16名。(野々市町議会議

員の定数を定める条例、現在は野々市市議会議員定数を定める条例で定められている。)

【本会議】

- ・野々市市議会の定例会条例により本会議は3月、6月、9月、12月の年間4回開催。
- ・定例会の会期を決める規則もあり、第1回定例会で3月は22日間、第2回は6月の19日間、第3回は9月の23日間、第4回は12月の17日間で合計81日間議員は議会に出席。

【委員会】

- ・議会の中に、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会がある。
- ・常任委員会には、4つの委員会がある。総務常任委員会（総務部、市民生活部、会計課及び監査委員の所管。※市民協働課はここに所管、ものごとの決定は、すべて総務常任委員会で協議・審査）、健康福祉常任委員会（健康福祉部の所管に属する。福祉とは生まれてから死ぬまでの幸せ。市民が健康であるようにする仕事を専門的に協議し、審査）、産業建設常任委員会、教育文化常任委員会の4つ。
- ・平成18年の自治法改正で、1人の議員が2つの委員会に所属できることになり、野々市でも複数所属が可能になった。石川県の中でも野々市はいち早くこの方法を取り入れた。
- ・特別委員会は予算に特化して審査する予算特別委員会と、決算特別委員会の2つがある。3月に行われる予算特別委員会は、1年間の予算全てを審議。会議の時間と会議までの執行部の準備の時間を使う。
- ・執行部は答弁をするために準備し、実際に答えるのは市長。議会は予算が正しく使われているか審査。
- ・各常任委員会は、本会議とは別に開かれる。
- ・任期は委員会条例の規定により4年、慣例によって2年ごとに委員会を交代。(専門分野を勉強し審議をするために委員会があるが、委員会の所属を変えることで色々なことを勉強するため。)
- ・開催日数は、本会議の会期中は各委員会が4回ずつ計16回開催されるが、本会議閉会中は、合計で32回開かれる。これだけの委員会に議員は出席。
- ・議会運営委員会は議会がスムーズに進行するために、

問題点を解決した上で本会議に臨む。本会議は全て完成された形になっているが、それまでに議会運営委員会、議会常任委員会で色々な協議がされる。

- ・議会運営委員会は1年間で22日間開催。本会議で81日、常任委員会で32日、議会運営委員会で22日と、全部で130日あまり議員は議会に出席。(1年で3割は議会に出席)
- ・その他、議員が視察、会派が視察を行う。

【議会事務局】

- ・議会事務局は局長、庶務担当、調査担当の計4名。市役所の職員だが、所管としては、議会事務局は運営委員会に所属。他の野々市市職員のトップは市長だが、議会事務局のトップは議長。
- ・議会運営は議会事務局が中心となっていく。本会議の日程を決定、議案の配布、議案の取扱いのためにすることの決定、会議を実際に行う段取りを決定。

【議会運営】

- ・9月定例会は23日間。初日は市長からの提案説明を聞く。
 - ・次の日から議員が市長の提案説明に対して問題点を指摘したり疑問点を聞く一般質問。議員が1年間の議会活動の中で思っていること、地域から取り上げられた問題点について質問できる。議員は質疑通告書を提出しなければ質問できない。一般質問は8名いれば2日間行うが、一般質問をする議員が4名しかいない場合は1日で終わる。
- ※一般質問の質疑通告書が出ると、執行部がそれを受けて答弁を考える。一般質問に対してその場で答えるというのは的確な答えができないので、一般質問をするために市長ヒアリングを3日かけて行う。
- ・一般質問2日目には、予算特別委員会、決算特別委員会を設置するという議題をあげて、はじめて特別委員会が出来上がる。
 - ・以降、約1週間は各常任委員会、特別委員会を審議。委員会ごとに、この議案に対して賛成するかどうかの可否を委員会として決め、最終日に委員長が報告。報告を聞いて、各議員が議案に賛成するか反対するかを最終的に判断する。

■議会と市長の仕事の違い

- ・市役所は市に住む全ての住民が幸せに安心して住むための仕事を行う。住民の幸せのために、地域に住む人たちから意見やアイデアをもらうのが議員。
 - ・市長の下の執行部は5部23課。それぞれの課でそれぞれの予算・事業計画をたてて、全体計画として市長にあげ、市長は議会に提案し、提案された議会は審査。審査するための委員会もあり、委員会で質問をし、最終的に議会で議決。(議決をしないものを市長は動かすことができない)
- 市役所は限られた予算で、できるだけ多くの人の望みをかなえられるように、野々市住民の代表である議員と話し合いの場をもって決める場所が議会。
- 事業を行うための立案計画、予算の執行は市長の仕事。仕事に対して議決をするのが議会。議決をしない限りは執行できない。
- ・議会と市長は対極。互いに監視機能を持つことが自治法にも書かれている。
- ※議会運営は、執行部と足並みを揃えてやっていくことが重要。野々市では議会運営は良好な状態。

■議会の活動内容をどう市民にアピールしているか

- ・議会だより「のいちもよう」を新しく創刊。議員が自分たちで写真を撮り、原稿を書き、校正も行って作成。議会としてアピール。議論の途中経過を載せることで、議会だよりが議会について理解していただくための道具になる。
- 印西市から視察が来たことや、野々市市から印西市に視察に行ったことが議会だよりで見られれば、お互い切磋琢磨で頑張っていることを市民にアピールできる。
- ・今までは、広報の中に5ページ程度で議会の一般質問などを掲載。
- しかし議事録と同じで、全く議員の息づかいが聞こえず、議員自身が自分達で議会だよりを出していないのが、石川県内で野々市ともう1市だけ。以前から議会だよりを出すべきだという課題があった。議会だよりを出す際に議員が手をかける必要があり、先送りにされてきていたが今回かなった。
- ・インターネットで議会の模様を本会議の1週間後にのせる。本会議は是非傍聴してほしい。

■議員が当選した際の公約をどう実現しているのか、 意思決定の方法

- ・委員会活動の中で、議員は公約を実現する。(ただし、会派があり、その中で1つの方向性を出さなくてはならない)
- ・議員は地元の色々な意見を聞きながら実現しようと努力している人たちです。地域の議員に問いかけをしてほしいし、公約が実現できていないならば、現状をお聞きすれば良い。それが、地域の方達その人を選んだ責任でもある。

【義務と権利】

地方自治を行うために選挙で住民の代表者を選ぶ。その人に物事を決めることを任せる。任された議員には、重い責任がある。責任を果たすために議会と議員には大きな権限が与えられている。任せられた人たちにも決められたことを守る義務がある。

■委員会の視察によって、議会としてあげている成果

- ・視察は各委員会が交代で行く。総務常任委員会と健康福祉常任委員会が視察に行った年は、産業建設常任委員会と教育文化常任委員会は視察に行かない。(議員が2つの委員会に所属している以上、時間と経費がかかる。視察は毎年あるので議員は任期中には必ず視察に行ける。)
- ・視察受け入れは出来る限りしている。なるべく向こうからの質問に多く答えるようにしている。また、視察で実際の現場の空気を見ることは、ただ話を聞くだけとは大きな違いがある。
- ・住み良さランキング全国1位の千葉県印西市が野々市市に視察に来た後、野々市市から印西市へ視察。その中でできることを検討した結果、議会だより「のいちもよう」を創刊。
- ・視察の項目は4つ程度あり、視察から得たものから一つ一つ成果を出していく。議員の委員会の複数所属を野々市市が先んじて行えたのも視察の成果。
- ・今までの3常任委員会を4つの常任委員会に変更
- ・委員会を8名という大人数にしたことで、議論をたくさんできるようにした。
- ・予算特別委員会は3月だけだったのが、6月、9月、12月といつでも開催できるようにした。その結果補正予算審議で防災の同報系無線を28カ所に設置。

- ・一般質問の一問一答方式の採用。
- ・子ども議会の開催。子供達に本当の議会と同じやり方で、一般質問をして議決をすることで、議会を理解してもらうきっかけになる。
- ・東日本大震災が起こった後すぐに議会防災講演会を開いて、専門家を呼んだ。
- ・議会に関して課題は、毎年テーマを決めて取り組んでいる。今年は議員定数と報酬が課題。

■議会の傍聴について

- ・通年議会や夜間や日曜に議会の開催について、日曜議会は加賀市で実際に行っているが、日曜に職員が出なくてはならなかったりそこでお金の問題が発生している。日曜議会を開催しても、意外と市民に傍聴に来てもらえない。
- ・委員会傍聴は、委員長の許可により傍聴できるが、執行部で席が埋まってしまい、あまり空席がないので、多くの方が一度に見るのは難しい。婦人団体や県議会の方が傍聴しに来たことがあるので、一度問い合わせしてほしい。

■議会基本条例について

- ・今の野々市には議会基本条例は必要ないと考えている。自治法や議会の様々な条例規則があるのに、現時点でまだ使いきれていない。
- ・議会基本条例がなくても議会活動を行っている。
- ・議会基本条例を作ると、それにとらわれて身動きがとれなくなったり、議会基本条例を作ることが議会改革の目標になっている自治体が多くあるが、そうならないようにしたい思いもある。

■市民と議会との関係

- ・市民の要望を議員にあげて、議員が委員会で審議し、市長提案に含まれる流れに必ずなるわけではない。直接担当課に尋ねるだけで解決する物事もある。
 - ・近所トラブルなど、議員個人的では議題にあげられないこともあるが、議員は地域から選ばれた人で、地域の状況を聞くので尋ねても良い。
- 市民と議会の関係は、市民が選挙で議員を選ぶことがある。普段の生活やまちづくりの中で困ったときに、自分たちで解決できない時は市役所の窓口へ

行くのか、議員と話をするのか、どのような手段があるのかを理解した上で条例に盛り込みたい。

- ・自分たちがこうしたいと思ったことについては、口にするだけでなく、形にするための前準備が必要。
- ・一人の思う事を皆が思うか、えこひいきではなく皆のためになる公平公正かが判断できることが重要。

【請願】

地域の問題や団体からの要望を相談された議員が紹介議員になって議会へ提出される要望書。それが議会にあがった場合、請願の紹介議員になった議員が登壇して請願を採択してくれるように協議を求め、それを最終日に採決するかしないかが決められる。労働団体や、共産党系からの色々な要望は請願で出ることが多い。(弁護士団体から上がるのは、戦争をしない国にしてほしいということ、秘密保護法。TPPに関することは農業団体から上がる)。

※紹介議員のない場合の請願は要望書、陳情書になる。

要望や陳情の取扱いは、位置が低くなり、責任を持つ議員がないので議長預かりになる。意見書は議会意見。地域の中で上がってきたもので陳情ではなく、紹介議員をつけて請願にして改めて問い直しをする場合もあり。

【議会発案】

色々な党派がある。その党派の中から国会議員が国に上げているものを、県でも上げてほしいと発議する。市町村でも国へ要望を出してほしいとあり、県議会で作ったものの焼き直しを市町村であげてほしいということもあるが、それは議会議案になる。提出議員と賛成議員を決めて、初日に議会議案の発案で提案説明を行う流れ。

【市長提案】

予算を伴うもの。例えば運動場を整備して欲しいという要望を市民が持っていたときに実現する方法としては、教育委員会関連になるかと思えます。予算に反映するかどうかは、担当課で判断して、委員会全体で結論を出す。もしくは、議員が意見を受けた場合は、議員が教育委員会に話を持って行く場合もある。

※予算特別委員会は予算を決める委員会なので、地域

からの意見は現れてきにくい。予算の決定の議論の中で地域の意見を言った場合は、担当課から議員に聞きにいて処理される。

■議員提出の請願の処理状況

議員の委員会所属を複数所属にするための条例改正、テポドンについてなどが処理された。先進的な議会と比べると議員提出のものは少なく、自ら条例を作ったという事例はまだない。

4. 条例案に対して議論したいテーマを出す

この議論を決めれば条文が決めやすくなること、ここをこう変えたいというのはその背景に考えがある。議論したいテーマ、条例づくりに必要な、議論してほしい項目を出す。意見を書いた人は各グループで発表。

■各グループの発表（詳細は別紙参照）

【1グループ】

条例をできるだけシンプルにしたいと思考えた。住民投票は、今までは米軍基地やダム建設、産廃施設に関することなど大きい事を決めるときに必要。野々市で住民投票が必要になったときに条例を作れば良い。この条例で市民に住民投票のように縛ったものを規定しないこと、他の自治体にあるものを入れないことが逆に野々市らしい。住民投票自体は重要だが、条例の中で定めるのではなく、別に定めるのであれば住民投票についての記述は必要ないのでは。

→賛成多数で住民投票を記述しないことを議決。

【2グループ】

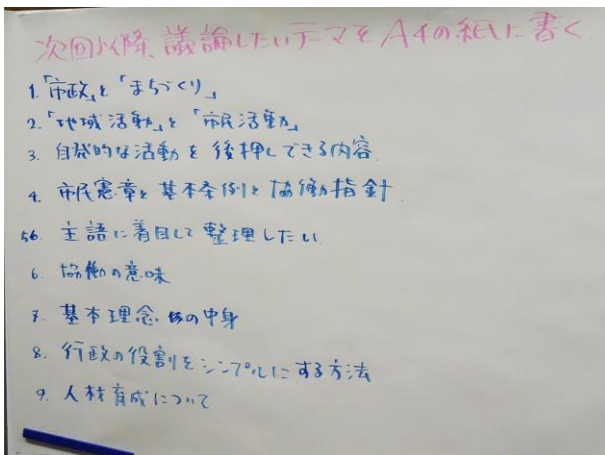
- ・「まちづくり」と「市政」ということばが条例の中でいくつか出てくるが、場所によっては、矛盾を感じるところがあり、読んだ人にどう受取られるかがわかりにくいので、言葉の使い分けをしっかりとしたい。
- ・「地域活動」と「市民活動」それぞれの言葉の整理
- ・第3章は自発的な活動だが、受け身的な文章がある。市民提案型協働事業のように自分で何かをやるようにしている状態に対して、この条例がどう後押しするのがあるべき。

【3グループ】

- ・前文の中に、市民憲章、まちづくり基本条例、市民協働の3本柱の意味の位置関係、気持ちをうまく説明できるようにしたらい。
- ・主語が多いので、何を主語にして条例を作るといいのか。市民や議会や行政などが出てくるが、ざっくりと集められる。
- ・協働の意味など、同じような言葉が違った意味で出てくるので統一した方がいい。

【4グループ】

- ・第4条の基本理念の本文中の中身の整理をしたい。
- ・第9条の行政の役割と責務について、シンプルにするために議論したい。
- ・第13条の中の、人材育成について、条文の整理をしたい。



■市長提言について

どのタイミングで市長に提言するか。今の状態と、議論している途中のものを一度議会か市長に報告しなくて良いか。進みすぎて手戻りにならないか。市長から委嘱状をもらっていて行政から依頼されている。市長に対して条例を作る責任がある。

→会議とは別に集まり、事務局と会長で提言書を作る。

その結果の提言書を委員にも理解してもらう必要がある。答えが返ってこなければそのまま進行するという理解も得て欲しい。市長向けの提言書を会長預かり。章立て、章の内容と、現在議論中の項目をまとめる。5月から2ヶ月遅れなので状況説明も必要。

→公式に報告をするのか、非公式で報告したことを皆

さんに伝えるのかは重要。市長として聞く立場で来られるなら、私たちは提言する同等の立場で話さなければならない。

- ・分厚い条例になっては面白くない。皆さんの知恵が集まっているので、相手に私たちの想いを伝える必要がある。皆さんが納得して理解した上で持つて行くことが必要。

5. 閉会

■藤田会長より

今日は議会事務局からお話いただいた。議会で一瞬頼りないと思う事もあるかもしれないが、それは先の選挙できちんと人を市民として選んでいないということ。手を挙げた人が全員議員になったとしたら、そういう人の講釈を聞いても意味がなく、もっと勉強した議員が良いというのが本音で、私たち市民は議員を支える立場。私たちも市長にこれだけのことをしてほしいと思って気持ちを市長に伝えに行く必要がある。皆さんの思いがたくさんあるのはよくわかるし、これだけ時間を費やして条例作りを進めているが、時間がない。頭の中を条例づくりで切り替えていただきたい。町内会のコミュニケーションやコミュニティが崩れている地区があるという話を聞いたが、野々市は色々なところから移住してきた人も多いが、コミュニティが存在している。以前の町が嫌で外から来た人が新しいコミュニティを作ろうとしているし、それが人間のコミュニティを作る力だと思う。